

全日本学生自動車連盟九州支部規約

全日本学生自動車連盟九州支部

令和4年4月6日現在

全日本学生自動車連盟九州支部規約

第1章 総則

第1条 当団体は、全日本学生自動車連盟九州支部(以下当支部という)と称する。

第2条 当支部は、福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県に所在する大学の自動車部を管轄する。

第3条 当支部の事務局は、当該年度に支部委員長を輩出した大学の自動車部に置く。

第2章 目的

第4条 当支部は、全日本学生自動車連盟(以下、連盟本部と呼ぶ)の方針に基づいて、学生スポーツの本旨に基づき、健全なモータースポーツを通じて連盟員相互の親睦、人格の陶冶、整備技術の研究、運転マナーの向上啓発を図り、自動車文化に貢献することを目的とする。

第5条 当支部は、共通項目の審議と運営及び連盟本部及び各加盟大学間の連絡と調整を図る。

第3章 事業

第6条 当支部は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種モータースポーツの九州支部選手権大会
 - (1) 全九州学生ジムカーナ選手権大会
 - (2) 全九州学生ダートトライアル選手権大会
 - (3) 全九州学生ラリー選手権大会
 - (4) 全九州学生自動車運転競技選手権大会
 - (5) 連盟本部が行う事業への参加・協力
 - (6) その他、連盟の目的達成に必要な事業
- 2 整備技術の向上及びモータースポーツの総合研究
- 3 災害時における救援物資等の輸送協力とボランティア活動

- 4 交通道德の啓発及び交通に関する環境問題の研究、ecoドライブに関する啓蒙・協力
- 5 自動車の改良発展に寄与する研究、その他当支部の目的達成に必要とする事業

第4章 組織

第7条 当支部は、当支部所轄地域内に本拠を置く大学の自動車部をもって組織し、原則として1大学1自動車部とする。

- 1 当支部に加盟することは、同時に連盟本部に加盟することとなる。
- 2 当支部に新規、および再加盟を希望する際は、常任委員会の承認を必要とする。当該大学の新規、および再加盟を常任委員会が適切でないと判断した場合、これを拒否する事ができる。
- 3 加盟には準加盟校として1年以上の支部活動を必要とする。その後、支部長の推薦により、連盟総会の承認を得て正加盟校となる。
- 4 当支部加盟校は、当支部総会及び連盟総会における議決権を有する。
- 5 当支部加盟校は、当支部主催の競技会または行事、および連盟本部主催の行事への参加資格を有する。さらに当支部主催の競技会の成績に応じて、連盟本部主催の競技会に参加する権利を得る。

第8条 加盟校資格の喪失

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、当支部加盟大学の資格を喪失する。ただし、下記（3）ないし（6）にあたる場合、当支部より事前に勧告を行い、その上で、当該加盟校への参加資格剥奪を通告する。その場合でも、十分に反省が見られる場合再加盟を妨げない。ただし再加盟の場合は準加盟校扱いになる。
 - （1）加盟校の大学が解散又は本拠の当支部所轄地域外への移転があった場合及び当該自動車部の解散。
 - （2）脱退権の正当な行使の場合。
 - （3）法令の規定又は本規約に著しく違反した場合。
 - （4）正当な理由なく5年度以上に及ぶ支部行事への不参加があった場合。
 - （5）当支部加盟校の4分の3以上の連名による要求があった場合。
 - （6）連盟費を3期分（1年半分）以上滞納した場合。

第5章 役員

第9条 当支部に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 1名 |
| (3) 理事 | 2名以上5名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 委員長（学生） | 1名 |
| (6) 副委員長（学生） | 2名 |
| (7) 会計（学生） | 1名 |
| (8) 常任委員（学生） | 若干名 |
| (9) 顧問 | 若干名 |

第10条 支部長は、当支部加盟大学の推薦により、支部総会の承認を得て決定する。

- 1 支部長は、当支部の職務を総括し、当支部を代表する。
- 2 支部長に事故があるときは、副支部長がその職務を代理する。

第11条 副支部長は支部長が指名し、支部総会の承認を得て選任する。

第12条 理事は加盟大学の推薦により、支部総会の承認を得て選任する。

第13条 監事は、当支部役員以外の者から支部総会の承認を得て選任する。

- 1 監事は、当支部の財産状況、運営状況及び会計について監査する。

第14条 顧問は理事会の推薦により、支部総会の承認を得て選任する。

第15条 委員長、副委員長、会計及び常任委員の選任は、加盟大学学生の互選による。

- 1 委員長は、支部運営を統括し、主宰する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代行する。
- 3 会計は、委員長が指名し、当支部の財政を管理する。
- 4 常任委員は、加盟大学の推薦により、委員長が指名する。
- 5 常任委員には、ジムカーナ、ダートトライアル、ラリー、運転競技等の各担当補職を付す。

第16条 役員任期は以下のとおりとし、再任を妨げない

- (1) 支部長 4年
- (2) 副支部長 4年
- (3) 理事 4年
- (4) 監事 4年
- (5) 委員長（学生） 1年
- (6) 副委員長（学生） 1年
- (7) 会計（学生） 1年
- (8) 常任委員（学生） 1年

- 1 理事又は監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- 2 任期途中で交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会構成員の3分の2以上が出席した総会において、3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 法令の規定違反又はこの規約に著しく違反したとき。
- (2) 健康上の理由により職務の遂行に耐えないと判断されたとき。
- (3) 職務上著しく義務違反したとき。

第18条 学生役員はその経済的負担軽減のため、当支部より補助を受けることができる。補助については別途細則にて規定する。

第6章 会 議

第19条 総会は、当支部役員と各加盟大学代表者1名とで構成する。

- 1 総会は、毎年1回開催し、支部長が召集する。
- 2 支部長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 支部長は、当支部加盟大学の3分の2以上の請求があった場合、臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、全ての加盟校および第9条（1）から（5）の過半数をもって成立する。

- 5 緊急を要するときは、文書または電子メールによる委任により出席に代えることができる。
- 6 総会の開催についての招集、通達は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 総会に議長を置き、支部長もしくは委員長をもって充てる。
- 8 議事は、出席した加盟大学および第9条（1）から（5）（以下、総会議決権者と呼ぶ）の過半数をもって決定する。多数決によって決しない場合、最終的な決議は議長の判断によって行う。
- 9 総会の決議について、直接の利害関係を有する加盟校は、その議事の評決に加わることができない。
- 10 総会の出席は、文書または電子メールによる委任を有効とする。
- 11 当支部総会および臨時総会において、当支部の設けた期日までに加盟校から出欠の連絡または委任状の提出がない場合、該当加盟校の総会議決権は総会出席校に委任されたものとみなす。

第20条 理事会は、支部長、副支部長、理事、監事、委員長、副委員長、会計で構成する。

- 1 理事会は、支部長が招集し、構成員の3分の2以上の出席で成立し、出席構成員の過半数で決する。ただし、第5項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 2 支部長は、理事会構成員の3分の2以上から会議に付議すべき事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 3 前項の通知は、第19条第6項の規定を準用する。
- 4 理事会に議長を置き、支部長をもって充てる。
- 5 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 6 理事会の出席は、文書又は電子メールによる委任を有効とする。

第21条 常任委員会は、委員長、副委員長、会計、常任委員で構成する。

- 1 常任委員会は、委員長が召集し、委員の各々2分の1以上の出席、書面、又は電子メールによる委任がなければ、会議を開き、当支部の事業運営について審議議決することができない。

- 2 常任委員会は、決算書、事業報告書、次年度予算書、次年度事業計画の作成をおこない、総会の承認を得るものとする。
- 3 常任委員会は、必要に応じて何回でも開催される。
- 4 常任委員会は、規則の臨時改正並びに公式通知、通達及び決定をすることができる。ただし規則の臨時改正は、理事会での承認がなければ翌年度以降効力を有しない。

第22条 主将会議は、当支部加盟大学の主将で構成する。

- 1 主将会議への出席は、副将、幹事・主務等の代理出席を認める。
- 2 主将会議は、事業の運営その他について審議する。

第7章 会計

第23条 当支部の会計年度は、毎年度12月1日から次年度11月末日までとする。

第24条 当支部の経費は、連盟費、競技会参加費、寄付金その他の収入により支弁する。

第25条 常任委員会は、毎会計年度の予算書及び決算書を作成し、総会で報告しなければならない。

第26条 常任委員会は、支部の収支決算書を作成し、監事の監査を受けねばならない。

第8章 加盟校の権利及び義務

第27条 すべての加盟校は、連盟本部及び当支部総会の評決権について1校1票の権利を平等に有し、加盟年数、構成員数、競技会成績、その他いかなる理由によっても、差別されない。

第28条 すべての加盟校は、連盟本部及び当支部機関の決定する、規約、規則、公式通知、通達又は、決定を誠実厳格に遵守する義務を負う。

第29条 すべての加盟校は、連盟本部及び当支部に対立し支障を来す団体を組織し又は同様の団体に加入してはならない。

第30条 すべての加盟校は、当支部が主催するすべての競技会及び行事、連盟本部が主催する行事に参加する資格を有する。又、当支部競技会の成績に応じて連盟本部主催のすべての競技会に参加する権利を得る。ただし、上位校が全日本大会出場を辞退した場合、順次下位校が繰り上がるものとする。

第31条 すべての加盟校は、その本拠地を移転する場合は、事前に又は移転後速やかに、当支部に届けなければならない。

第32条 すべての加盟校は、脱退届を提出することにより当支部から脱退することができる。ただし、第29条で禁止する行為を目的とする場合はその限りでない。

第33条 すべての加盟校は、連盟本部又は当支部に対し、寄付を行う権利を有し、連盟本部規約もしくは規則または当支部規則の定めるところにより費用を分担する義務を負う。

第34条 すべての加盟校は、当支部に対し、支部運営費として、年二回連盟費を納付する義務を負う。細則にて別途規定する。

第9章 機 関

第35条 当支部における機関とは、当支部規約又は規則に定める理事その他役員及びその集合をいう。

第36条 当支部の機関決定は、次の各号のいずれかの形式をとらねばならず、各号は、そのまま優先順位を示し、上位のもの定める範囲内でその効力を有する。

- ① 規約
- ② 規則
- ③ 公式通知
- ④ 通達

⑤ 決定（裁定を含む）

- 1 規約、規定及び公式通知は、確定日付及び当支部名称又は略称を配し明文化されねばならない。
- 2 通達及び決定は、その内容、確定日付、機関の出席者及びその記録者を明記しなければならない。
- 3 当支部の機関決定は、特に別段の定めなきときは、出席者の過半数の賛成により成立する。
- 4 当支部機関において意見が対立したときは議長が裁定する。議長は原則として各機関の長がこれにあたる。但し、議長が利害関係人の場合は、出席者の中から互選で選ぶ。
- 5 連盟本部との共有にかかる機関決定は、連盟本部の承認を必要とする。

第10章 運 営

第37条 当支部は、当該年度中に開催した全ての競技会に対しポイント制を採用し、その得点の上位校及び上位者に総合杯を設ける。なお、細則は別に定める。

第38条 当支部加盟校は、連盟本部及び当支部主催の各行事に不参加の場合は、その理由を事前に申し出なければならない。

第39条 当支部加盟校は、連盟本部及び当支部主催の各行事において参加登録を期日迄に申し込むと共に参加金を期日迄に納めなければならない。

なお、連盟費の滞納が2期分以上ある場合は、滞納の日から起算して、向こう1年間当支部が行う競技会への参加を認めない。

第40条 当支部加盟校が、一般参加のジムカーナ、ダートトライアル、ラリー等を主催する場合、開催届を開催日の1週間前迄に委員長宛届け出なければならない。

第41条 当支部加盟校が、当該加盟校の部員が事故を起こした時は、いかなる場合においても連盟本部に報告する義務を有する。その事故の処分は、原則として支部理事会の意見を聞き、決定し、支部総会の承認を得るものとする。

第11章 解 散

第42条 当支部は、次の各号の事由により解散する。

- 1 総会の決議（総会の全会一致によらなければならない）
- 2 加盟校の欠亡

第12章 改 正

第43条 この支部規約の改正は、加盟校の請願その他の事由により、総会において
発議され、総会議決権者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

この規約は、令和4年4月6日から施行する。